

指定都市・中核市・施行時特例市の概要

※平成27年国勢調査人口

区分	要件	市数と人口規模※ (全国人口比)	事務配分の特例(主なもの)
指定都市	人口50万以上の市から 政令で指定	20市 2,750万人 (21.6%)	・区域区分に関する都市計画決定 ・児童相談所の設置 ・県費負担教職員の任免、給与の決定 等
中核市	人口20万以上の市の申出 に基づき政令で指定	54市 2,074万人 (16.3%)	・保健所の設置・保育所の設置の認可・監督 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設 の設置の許可 等
施行時 特例市	H27.4.1特例市制度(要件は 現中核市と同じ)廃止の際、 現に特例市である市	31市 778万人 (6.1%)	・市街化区域又は市街化調整区域内の開発 行為の許可 ・一般粉塵発生施設の設置の届出の受理 等

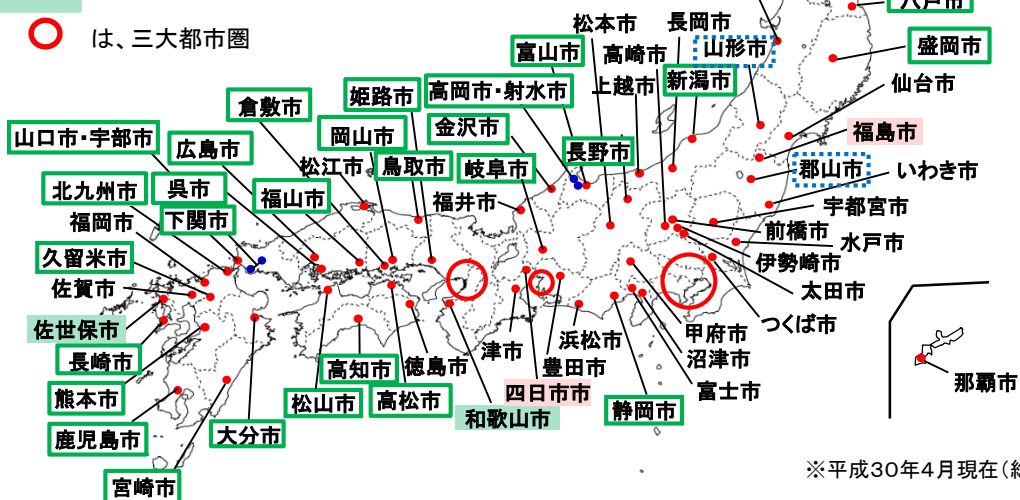
中枢中核都市について

中枢中核都市への支援については、都市制度等に基づき地域経済の発展を推進している指定都市・中核市・施行時特例市・連携中枢都市等の取組を強力に応援するものとして頂きたい。

- ・ 地方自治法に基づき指定された、指定都市、中核市、施行時特例市は、人口規模は5,602万人と日本の人口1億2,709万人の44%を占め、地域の中核的な都市として、経済の成長と発展に取り組んでいる。
- ・ また、平成26年度にスタートした連携中枢都市圏は、地方自治法に規定された連携協約に基づき、地域において相当の規模と中核性を備える都市が圏域全体の経済成長のけん引等、地方創生を推進しており、これまでに、30市が連携中枢都市となり、圏域を形成し、取組を進めている。
- ・ 中枢中核都市への支援は、こうした都市制度等により、地域経済を推進している都市の取組を強力に応援するものとしていただきたい。

指定都市・中核市が担う連携中枢都市圏

- は、都市圏を形成している団体(28団体)
- は、平成27年度促進事業実施団体(2団体)
- は、平成28年度促進事業実施団体(3団体)
- は、平成29年度促進事業実施団体(2団体)
- は、三大都市圏



※平成30年4月現在(総務省資料より)

【具体的な支援策】

- ・ 東京圏からの移住定住の更なる促進
- ・ 地方拠点強化税制の拡充
- ・ 中小企業・小規模事業者の成長支援
- ・ 農林水産業の振興
- ・ 郷土への愛着・誇りの醸成につながる地方の魅力あるまちづくり
- ・ 地元就職率向上に向けた地方大学支援
- ・ 地方創生の財源確保